

申請の流れ

- ・ 該当年度の4月1日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。
- ・ 年度をまたいで建設される住宅についても、補助可能となります。

(4)年度をまたいで完了する建売住宅の場合
※事前申請書を提出する時点で、住宅の完成・引き渡しが予め翌年度になることが分かっている場合

※ただし、翌年度の予算が成立した場合に交付が可能になるため、補助金の支払いが確約されるものではありませんのでご注意ください。

契約の流れ

(イ)売買契約締結

補助金の手続

①事前着手届

①売買契約書の写しを添付し、事前着手届を提出してください。

②交付申請
予算上限に達するまで

②販売者(代理者)は、翌年度になってから、交付申請書類を提出してください。

③交付決定
(市→販売者)

③市の審査が完了次第、補助金の交付決定をします。

④完了報告
(販売者→市)

④販売者(代理者)は、住宅の完成・引渡後に市に報告及び補助金の請求をしてください。市から補助申請者へ補助金を交付します。

(ロ)完成・引渡
★翌年度に完成・引渡

補助金交付

該当年度対応

翌年度対応

住宅(物件)毎に手続き